

令和元年度指定特定相談支援事業所等 集団指導



横浜市健康福祉局
障害福祉課

目次

- 1 横浜市の事業所指導について
- 2 横浜市における相談支援について
- 3 相談支援専門員の基礎知識
 - (1)横浜市の状況
 - (2)人材育成ビジョンと人材育成システム
 - (3)障害者虐待防止法との対応
 - (4)障害福祉サービス等情報公表制度

2

1 横浜市における 事業所指導について

**集団指導は何のためにある
のでしょうか？**

どうして毎年参加しなくては
いけないの？
忙しいのに・・・



4

横浜市が行う指導・監査の実施形態

指導	実地指導	法令等の基準に定めるサービスの取扱い、給付費の請求等について周知徹底することを方針として、指定特定相談支援事業者等の事業所において実地に行う。
	集団指導	指定特定相談支援事業者等に対して、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。
監査		サービスの取扱いや給付費の請求等について、基準違反、不正又は著しい不当等が認められる場合若しくは疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを主眼として行う。

5

集団指導の役割



☆横浜市のルールを確認する場

- ・各事業者が統一したルールで利用者を支援する

☆事業経営者としての責任を再確認する場

- ・相談支援専門員の管理や指導を適切に行う

⇒確認しておくことで…

- ・不適切な請求を防ぐことができ、**安定した事業所運営につながる!**
- ・よりよい支援を行うことで、**利用者の安心につながる!**

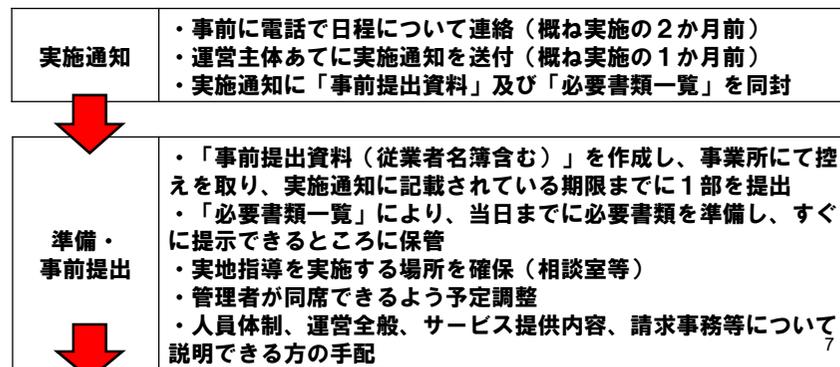
サービスに対する責任を負うのは、各相談支援専門員ではなく、事業者です。現場の把握をしっかりと行い、適切なサービス提供を行っていただくをお願いします。

実地指導について①

実施機関

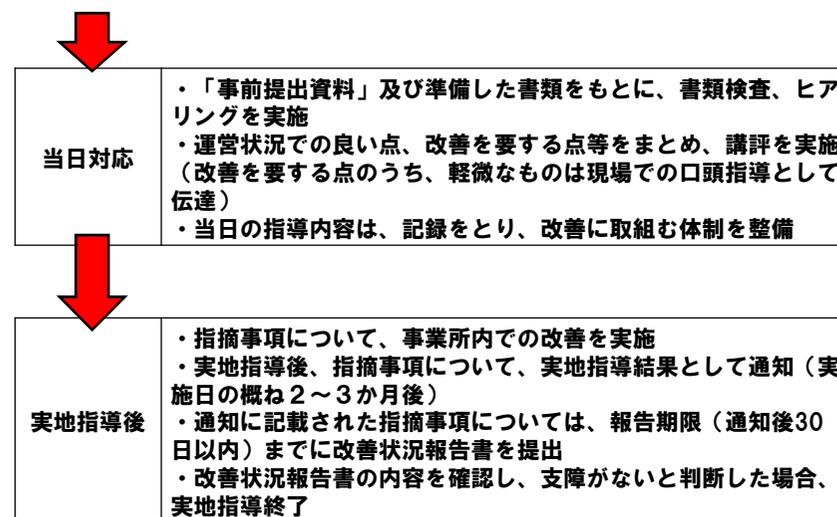
■横浜市健康福祉局障害福祉課

実地指導の流れ



7

実地指導について②



8

実地指導について③

実地指導時に確認する資料

■ サービス提供に関する書類

サービス等利用計画（案）、サービス利用計画、モニタリング報告書、モニタリング追加依頼書、基礎調査資料、アセスメント票、個別支援会議記録等（ケース記録等）
従事者の活動内容の指示に関する書類（業務日誌等）
受給者証の写 等

■ 事務運営に関する書類

指定書（指定特定相談支援）、申請書類、（運営規程、定款、設備備品等一覧等含む）、従業者の資格を証する書類、従業者の身分証明書
従業者名簿、従事者との雇用契約書又は辞令等、従業者の出勤簿、勤務表等、従業者の給与明細、給与振込・受け取り等が確認できる書類、代理受領通知書（写）、利用者との契約書及び重要事項説明書、会計簿冊（貸借対照表、資金収支計算書、事業活動計算書）、特定事業所加算を満たすことがわかる書類（加算取得事業所のみ）、計画相談支援等の報酬減算額確認表（使用している場合のみ） 等

■ その他

各種マニュアル（個人情報保護、事故対応、緊急時対応、苦情処理他）
従業者に対する研修記録 等

9

(参考)監査について①

監査対象となる事業者

以下の情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要がある場合に実施する。

- (1) 通報・苦情・相談等に基づく情報や、請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者
- (2) 実地指導で確認した指定基準違反等
→著しい基準違反等が認められる、又は疑いがある場合は、直ちに実地指導を監査に切り替えて実施する場合があります。

監査の結果について

改善勧告に至らない軽微な改善を要する事項と認められる場合は、後日文書にて通知する。

10

(参考)監査について②

行政上の措置について

監査の結果、基準違反や不正等が認められた場合は、行政上の措置をとることができる。

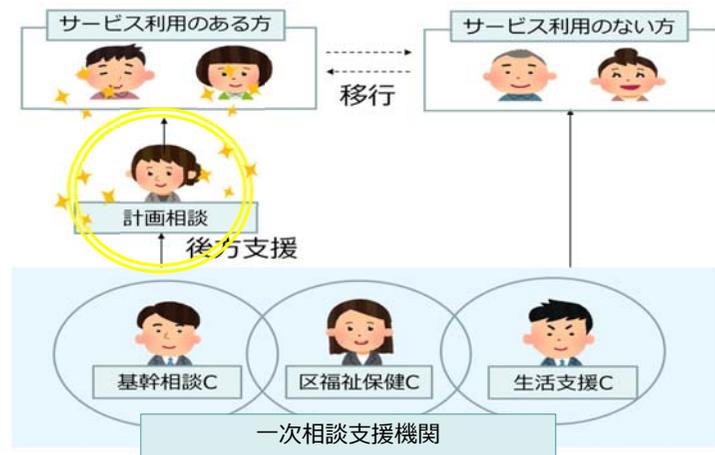
勧告	<ul style="list-style-type: none">・期限を定めて、基準の遵守について勧告することができる。・期限内に従わなかった場合は公表ができる。
命令	<ul style="list-style-type: none">・正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかった場合に、期限を定めて勧告に係る措置をとるよう命令することができる。・命令を行った場合は、公示される。
指定の取消し等	<ul style="list-style-type: none">・基準違反等の内容が障害者総合支援法第51条の29のいずれかに該当する場合、指定の取消し又は期間を定めて指定の全部又は一部効力を停止することができる。・指定の取消し等を行った場合は、公示される。
経済上の措置	<ul style="list-style-type: none">・命令又は指定の取消し等により、返還金が生じる場合は、返還金に加えて加算金（返還金の40/100）の支払いを命じる場合がある。

2 横浜市における 相談支援について

指定特定相談支援事業所と一次相談支援機関の関係性

障害福祉サービス等を利用する方への個別支援は、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の役割です。

区役所及び基幹相談支援センターは、その相談支援専門員の後方支援としての取組と、まだサービス利用の無い方や、地域の中で埋もれてしまっている方への支援を担うこととして整理しています。



17



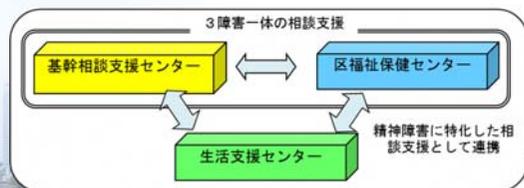
18



3 機関の関係



- 横浜市では、区福祉保健センター、基幹相談支援センター、精神障害者生活支援センターが中心となって、障害児者の相談支援体制を牽引していく体制の構築に取り組んでいます。
- 障害のある方の相談支援に取り組む中で、何か困ったこと等があり、相談したいと思った時には、各機関に相談してください。3機関は、〈両輪〉の関係です。



19

横浜市基幹相談支援センターとは

平成28年4月より、全区の社会福祉法人型地域活動ホームに基幹相談支援センター（各区に1か所）を設置し、障害児者に関する地域の総合相談窓口としての機能強化を図っています。

【参考：障害者総合支援法第77条の2】

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、前条第一項第三号及び第四号に掲げる事業並びに身体障害者福祉法第九条第五項第二号及び第三号、知的障害者福祉法第九条第五項第二号及び第三号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十九条第一項に規定する業務を総合的に行うことを目的とする施設とする。

20

①役割

障害に関する地域の総合相談窓口

②主な支援対象者

障害児者及びその家族、指定特定相談支援事業所をはじめとした障害児者の相談支援機関

③業務内容

ア. 総合的・専門的な相談支援の実施

⇒暮らし、家族、仕事、経済的な問題、将来のことなど、あらゆる相談に対応

イ. 地域の相談支援体制の強化の取組

⇒相談支援事業者の人材育成やチームアプローチのための関係づくり、地域づくり等を実施

ウ. 地域移行・地域定着の促進の取組

⇒入院・入所している方が地域で安心して暮らせるように、退院・退所後の生活を支える地域づくりなどを実施。

エ. 権利擁護・虐待の防止

⇒意思決定支援、権利侵害の防止、成年後見制度の利用案内・申立て支援、普及啓発等

オ. その他地域の状況に応じた独自の取組

⇒自主事業として、障害のある方のご家族が集う会や障害のある方のスポーツ教室の開催などを地域の状況に応じて実施

カ. 地域生活支援拠点機能の整備に向けた取組 **31年度から2か年に分けて9区ずつ整備**

⇒地域生活支援拠点機能の整備に向け、既存の社会資源では対応できない部分を担当

④人員体制

5～7人の相談員（うち1名は主任相談員）

※人口上位6区（鶴見、神奈川、旭、港北、青葉、戸塚）が6名体制。

※地域生活支援拠点の整備に伴い、31年度先行9区（鶴見、神奈川、港南、保土ヶ谷、旭、磯子、港北、緑、栄）は一人加配

⑤業務担当制

各業務（③業務内容イ～カ）の主担当を設定し、主担当者が窓口となって迅速な業務遂行を図ります。なお、「ア 総合的・専門的な相談支援の実施」は、全員で実施。そして、「イ 地域の相談支援体制の強化の取組」については、主任相談員がメインで担当します。

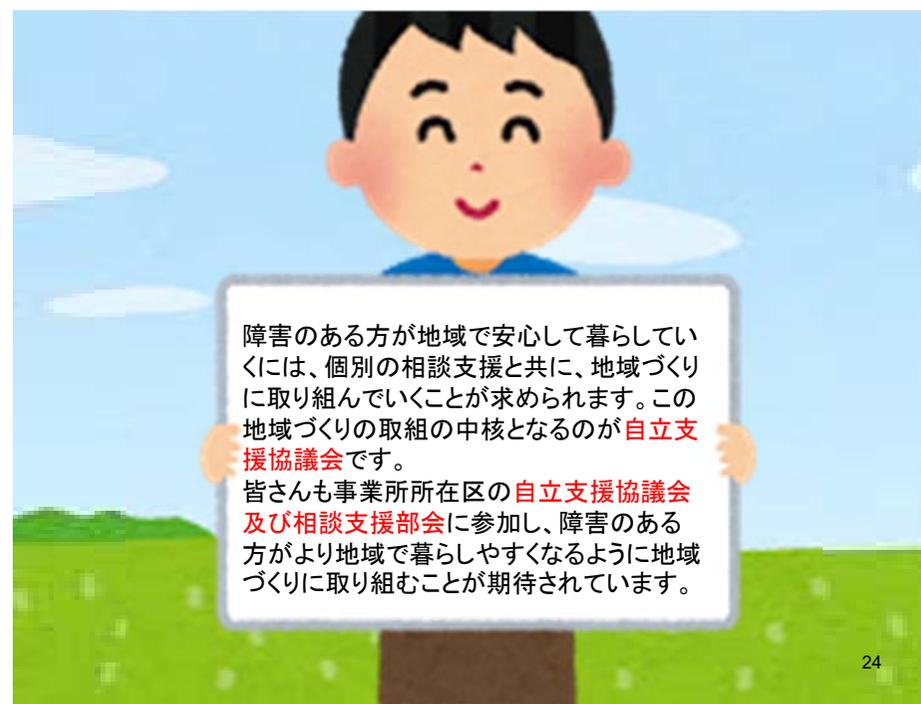
Aさん（主任）	Bさん	Cさん	Dさん	Eさん	Fさん
イ地域の相談支援体制の強化の取組	ウ地域移行・地域定着の促進の取組	エ権利擁護・虐待の防止	オその他地域の状況に応じた独自の取組	カ地域生活支援拠点機能の整備に向けた取組	
イの一部			カの一部		
ア総合的・専門的な相談支援の実施					

基幹相談支援センターによる 相談支援専門員の方への支援

- 各区自立支援協議会に相談支援部会を設置しています。
→相談支援部会では、事例検討会や勉強会などを実施し、皆さんのスキルアップの機会としています。**事業所所在区の相談支援部会には必ず出席**してください。
- 定期的に事業所へ訪問させていただきます。
→個別の相談支援等についてお困りごとがある場合には、一緒に考えていきます。

その他にも、相談支援に関することでお困りのことがございましたら、基幹相談支援センターや区役所にご連絡ください。

障害のある方の地域生活支援は、一人の対応では限界があります。ぜひ基幹相談支援センターや区役所をはじめ関係機関との連携し、チームで支援を行うことを心がけてください。



自立支援協議会

横浜市では、障害者総合支援法において努力義務とされている協議会の設置について、自立支援協議会と称して実施しています。

【参考：障害者総合支援法第98条の3第1項】

1 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(次項において「関係機関等」という。)により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

横浜市の自立支援協議会

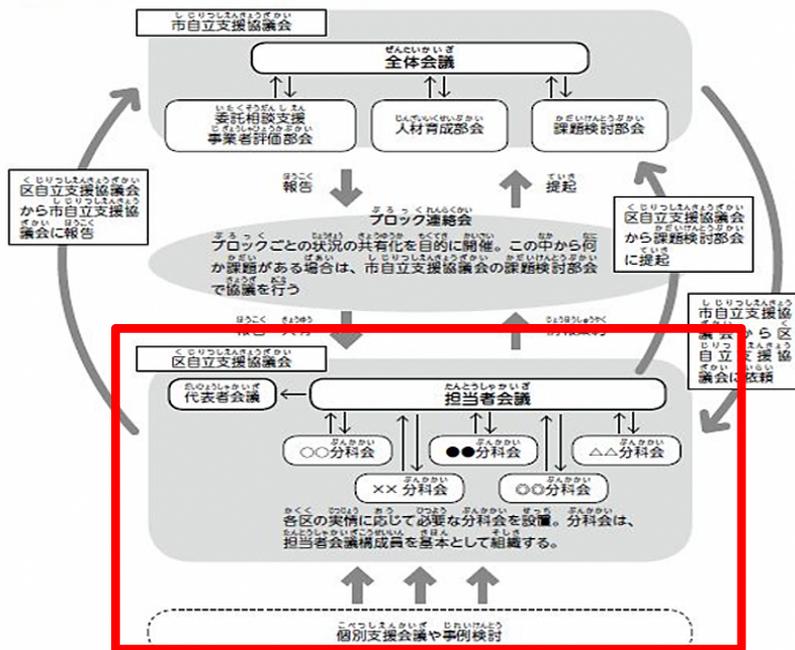


横浜市では、障害者総合支援法において努力義務とされている「協議会」の設置について、「自立支援協議会」として、下記の3層構造で実施しています。

- ① 各区で開催する区自立支援協議会
- ② 近隣区で情報交換をするために区協議会の事務局が参加するブロック連絡会
- ③ 健康福祉局障害福祉課が事務局を務める市自立支援協議会

により構成され、ネットワークの構築と地域の課題解決等に向けた取り組み・検討を進め、相談支援の充実を図っています。

市自立支援協議会と区自立支援協議会関連図



区自立支援協議会

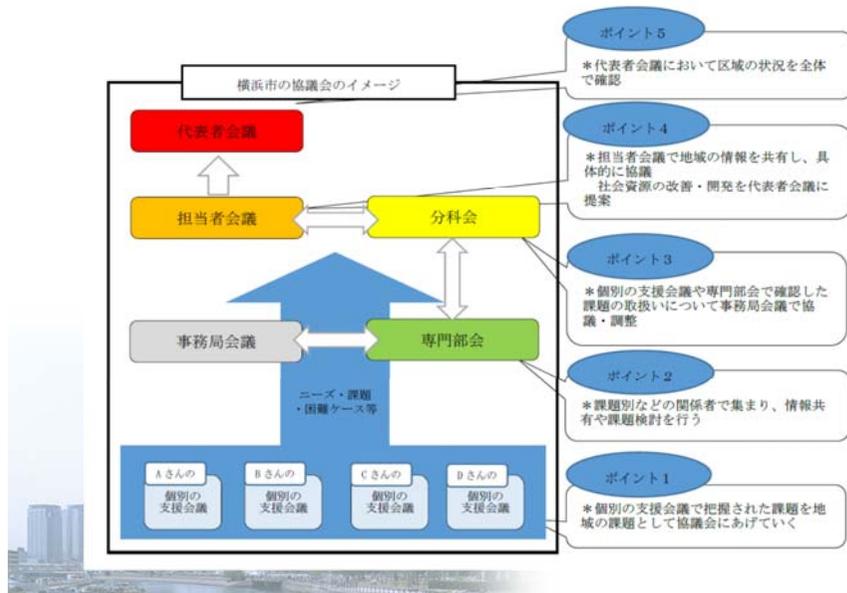
区協議会の目的

区協議会は、医療、福祉、教育、就労などの関係機関が協議を行い、障害者が地域で安心して生活していくために必要な支援体制について整備する

取組事項

- ①地域の現状・課題の把握及び共有
- ②地域の社会資源の開発・改善
- ③協議会構成員の資質の向上
- ④権利擁護等に関する取組
- ⑤その他必要と認められる事項

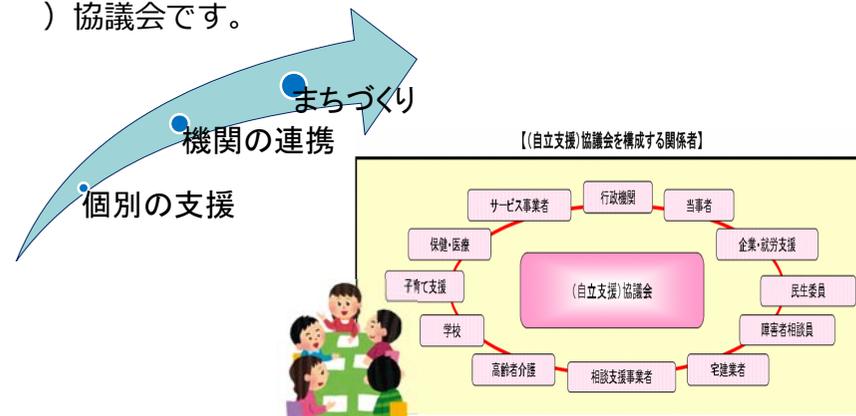
区自立支援協議会運営ガイドライン(平成31年4月策定)



個別の支援から地域づくりへ

～「地域で暮らす」を「地域で支える」～

一人ではできることには限界があります。地域みんなで力を合わせて取り組むことが必要であり、その場が（自立支援）協議会です。



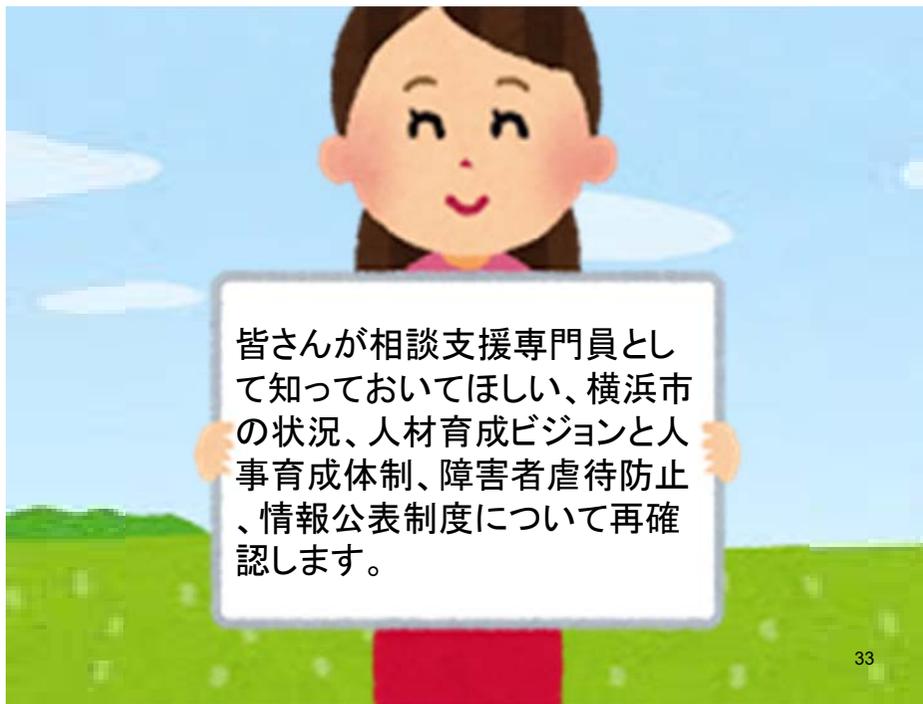
相談支援専門員としての役割

個別支援会議は自立支援協議会の命綱！

- ・ 個別の支援において「ニーズに応えきれなかったこと」が地域課題である可能性が大きい。
- ・ 日々開催される個別支援会議や事例検討、相談支援の中で把握された個別のニーズや課題を、協議会の場で地域の課題として共有し、地域みんなで取組んでいくこと(=地域づくりにつなげていくこと)が重要です。

自立支援協議会は地域が協働する場

3 相談支援専門員の基礎知識



(1) 横浜市の様況

○基礎情報

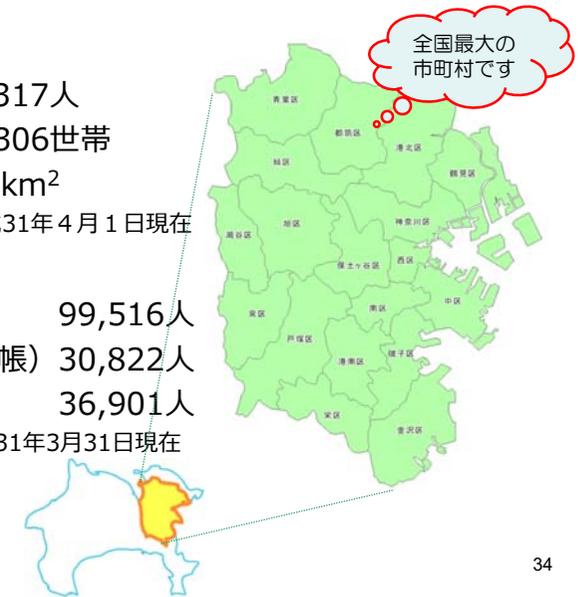
人口 3,741,317人
 世帯数 1,700,306世帯
 面積 435.17km²

※平成31年4月1日現在

○手帳所持者数

身体障害者手帳 99,516人
 療育手帳（愛の手帳） 30,822人
 精神保健福祉手帳 36,901人

※平成31年3月31日現在



障害者の状況 (各年3月末、人口のみ4月1日)

	27年	28年	29年	30年	31年
横浜市人口	3,709,467	3,725,042	3,728,124	3,731,706	3,741,317
身体障害者	99,120	99,199	99,356	99,361	99,516
知的障害者	25,477	26,712	27,958	29,409	30,822
精神障害者	28,285	30,255	32,249	34,578	36,901
手帳所持者全体	152,882	156,166	159,563	163,348	167,239
人口における手帳所持者全体	4.12%	4.19%	4.27%	4.37%	4.47%

障害者制度関連予算額

年度	予算額	対前年伸び率	備考（主な施策）
R元年度	111,471,842千円	5.3%	地域生活支援拠点機能の整備等
H30年度	105,844,891千円	3.1%	計画相談の推進等
29年度	102,853,307千円	4.8%	スプリンクラー設置 障害者スポーツ・文化活動の推進等
28年度	98,141,738千円	3.0%	基幹相談支援センター設置
27年度	95,293,427千円	6.2%	第3期障害者プラン
26年度	89,767,782千円	8.0%	後見的支援制度実施区拡大等
25年度	83,117,848千円	8.2%	障害者総合支援法施行
24年度	76,789,672千円	7.5%	計画相談の拡大
23年度	71,423,157千円	13.2%	移動情報センターの設置 多機能型拠点の設置
※18年度	47,091,247千円	14.1%	自立支援法施行

指定特定相談支援事業所の状況

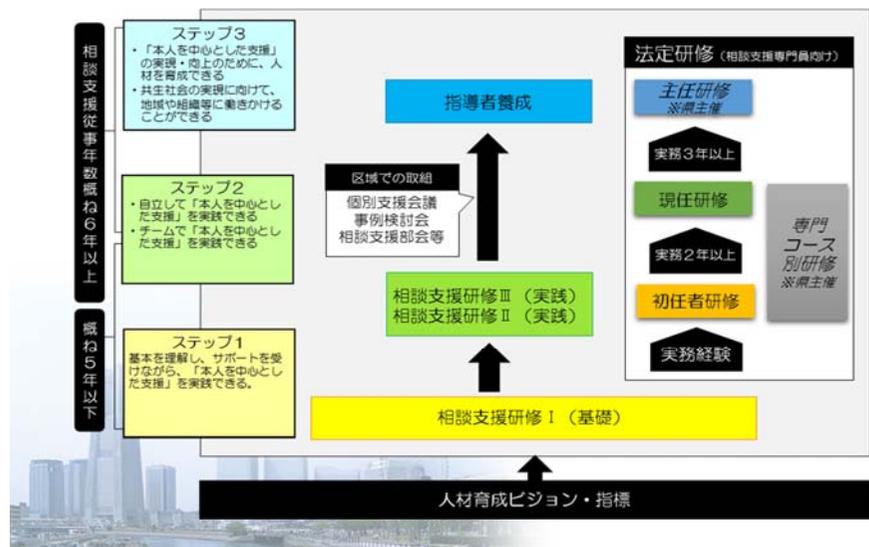
支給決定者数：約22,899人
 実施件数：約9,700人（42.5%）
 指定事業所数：257事業所（相談支援専門員は530人）
※令和元年5月時点

(2) 人材育成ビジョンと人材育成システム

- 人材育成ビジョンは、**横浜市において相談支援に携わる人に求めることを示す**とともに、その育成と確保を目的に策定
- 平成30年度の市自立支援協議会人材育成部会において本ビジョンを改訂
- 主な改訂点は、**研修体系の見直し、自己成長確認シートが加わったこと!**

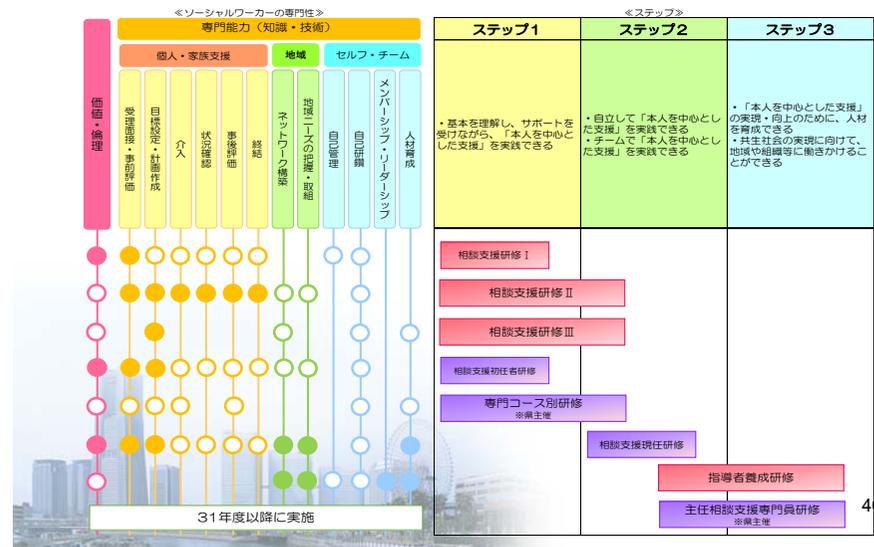


横浜市相談支援研修の全体像



横浜市相談支援研修の全体像

障害福祉分野における相談支援従事者（ソーシャルワーカー）の人材育成指標に応じた市域の相談支援研修体系（平成31年度以降）
※重点的学習内容は色まじりの丸で示しています。



自己成長確認シート

自己成長確認シート

本シートは、ソーシャルワーカーが自己の成長に向けて、意識的に取り組み、そしてその成長を確認するためのものです。年度当初に指標の自己チェックを踏まえ、目標の設定及びその実現に向けた計画を立てます。それに基づき、半期ごとに取り組み状況の振り返りと計画の見直しを図ります。

1 【 】年度の目標（目指す姿）

2 【 】年度に取り組むこと

3 【 】年度の研修受講状況

研修名	受講日	理解度	心に残ったこと、気づき等	今後心がけること、取り組むこと
		S A B C D		
		S A B C D		
		S A B C D		
		S A B C D		
		S A B C D		
		S A B C D		

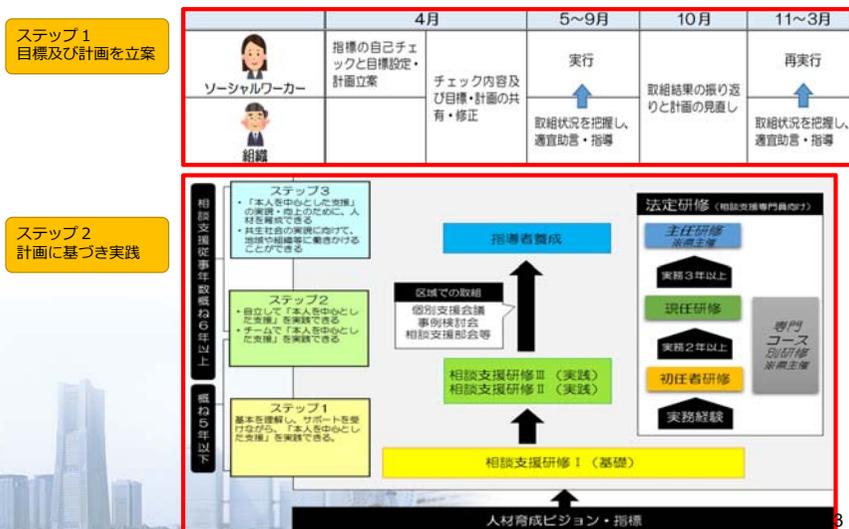
理解度：S「自ら積極的に取り組む」、A「実践できる」、B「第三者に伝えられる」、C「ソーシャルワークの専門員としての態度・倫理と結びつけて理解できる」、D「知識に理解できる」

自己成長確認シート

- 人材育成指標の裏面に掲載しています。これは、ソーシャルワーカーが自己の成長に向けて意識的に取り組み、その成長を組織とともに確認・促進するためのツールです。
- 年度当初に指標の自己チェックを踏まえ、目標の設定及びその実現に向けた計画を立てます。それに基づき、半期ごとに取り組み状況の振り返りと計画の見直しを図ります。

計画相談支援事業所は、その責任として、人材育成ビジョンが求める相談支援従事者の人材育成に取り組むとともに、各相談支援専門員が基盤となる力を育める機会を提供することが求められています。

～人材育成ビジョン及び指標を基に、目標及び計画を立案・実践～



(3) 障害者虐待防止とその対応

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成24年10月1日施行）

我が国4番目の虐待防止法

(目的)
第1条 この法律は、……障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の**予防及び早期発見**その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた**障害者に対する保護及び自立の支援**のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の**養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援**……のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって**障害者の権利利益の擁護に資する**ことを目的とする。

障害者福祉施設従事者の役割

<障害者虐待防止法が定めるもの>

- **障害者虐待の防止等のための措置**
 - ・ **職員研修**の実施
 - ・ 利用者及びその家族からの**苦情を処理するため体制**の整備 など
- **障害者虐待に係る通報**
- **障害者虐待の早期発見**

45

障害者福祉施設従事者の役割

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置)
 第15条 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、**障害者福祉施設従事者等の研修の実施**、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける**障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備**その他の**障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置**を講ずるものとする。

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)
 第16条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、**速やかに、これを市町村に通報**しなければならない。

(障害者虐待の早期発見等)
 第6条
 2 **障害者福祉施設**、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに**障害者福祉施設従事者等**、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、**障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。**

46

横浜市の体制

○障害者虐待通報・届出窓口の設置

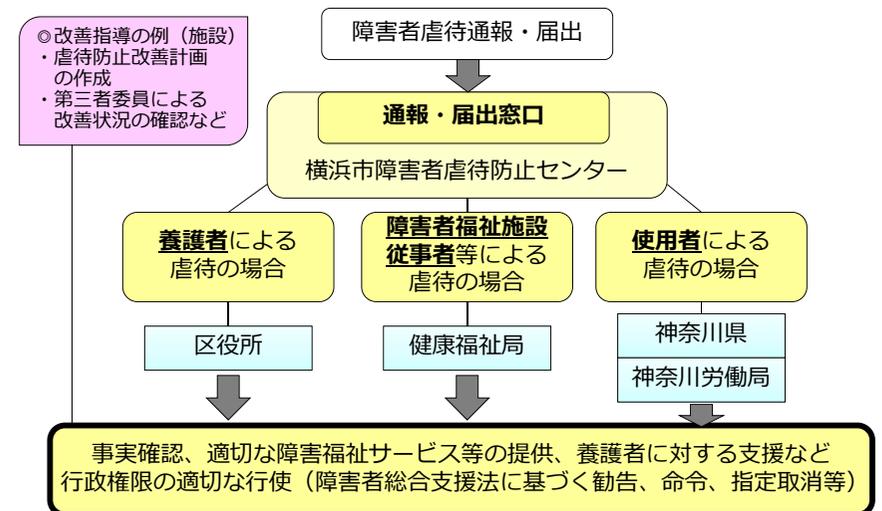
- 開設日 平成24年10月1日
- 受付時間 24時間365日 専用回線により対応
- 実施体制 精神保健福祉士や社会福祉士等を配置し、専門性を有する事業者へ業務委託（市町村虐待防止センターの一部業務を委託により実施）

※ 通報等の内容から虐待が疑われるケース
 健康福祉局に連絡するとともに、生命・身体に重大な危険が生じている恐れがあるなど、緊急性が高い場合には、直ちに警察等へ通報

TEL 045-662-0355 (24時間受付)

47

本市における障害者虐待通報・届出の対応フロー



48

障害者虐待発見チェックリスト

《身体的虐待のサイン》

- 身体に小さな傷が頻繁にみられる
- 太ももの内側や上腕部の内側、背中などに傷やみずみずばれがみられる
- 回復状態がさきまに違ふ傷、あざがある
- 顔、顔、頭皮などに傷がある
- お尻、手のひら、背中などに火傷や火傷の跡がある
- 急におびえたり、こわがったりする
- 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたくない
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- 手をあげると、顔をかばうような格好をする
- おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える
- 自分で顔をたたか、突然泣き出すことがよくある
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

《放棄・放任のサイン》

- 身体から臭い、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍
- 部屋から臭いがする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している
- ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシャツ、濡れたままの下着
- 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる
- 過度に空腹を訴える、栄養失調が見られる
- 病氣やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
- 学校や職場に出てこない
- 支援者に会いに行かない、話したらない

《性的虐待のサイン》

- 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
- 肛門や性器からの出血、傷がみられる
- 性器の痛み、かゆみを訴える
- 急におびえたり、こわがったりする
- 周囲の人の体をさわられるようになる
- 卑猥な言葉を発するようになる
- ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる
- 性器を自分でよくいじるようになる

《経済的虐待のサイン》

- 働いて賃金を得ているのに貧しい身なりでお金を使っている様子が見られない
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
- サービスの利用料や生活費の支払いができない
- 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
- 親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える

※ 厚生労働省

「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」

《心理的虐待のサイン》

- かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる
- 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠などがみられる
- 身体を萎縮させる
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす
- 食欲の変化が激しい、摂食障害（過食、拒食）がみられる
- 自傷行為がみられる
- 無力感、あきらめ、なげやりの様子になる、顔の表情がなくなる
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする

◆ポイント（お願いしたいこと）◆

● ちょっとした変化に気づき、
気にとめることが大事です。

● 虐待（疑い含む）は通報を。

● 事実確認に

ご協力をお願いします。

1 障害福祉サービス等情報公表制度について

平成30年4月から施行された障害福祉サービス等情報公表制度に伴い、
ウェブサイト「[障害福祉サービス等情報検索\(WAMNET\)](#)」が公開されました。



2 障害福祉サービス等情報公表制度とは

□ 制度設立の趣旨・目的

障害福祉サービス等を提供する事業所数が増加する中で、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにすること、事業者によるサービスの質を向上することが重要な課題となっています。このため、① 事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、② 都道府県知事等が報告された内容を公表する仕組みを創設し、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資することを目的として本制度が設立されました。

□ 根拠法

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の3
- ・ 児童福祉法第33条の18第1項

■ 気を付けていただきたいこと

- ・ 毎年度、報告年度の4月1日時点の「**障害福祉サービス等情報**」を報告する必要があります
- ・ 年度途中に「**障害福祉サービス等**」に変更が生じた場合は、**随時報告**する必要があります

3 障害福祉サービス等情報の公表までの手順

① ≪横浜市電子申請・届出サービス≫から**法人基礎情報**(メールアドレス含む)を回答する

※ログインID・パスワードは自治体及び法人ごとに1つです。市内で複数事業所を運営している法人の事業所はID・パスワードを共有してください。



② ≪障害福祉サービス等情報公表システム (WAMNET)≫から**ログインID・パスワード**がメールに届く



③ ②のシステムにログインし、**事業所の詳細な運営情報**を入力し、横浜市に**承認依頼**をする



④ 横浜市が内容を確認し、承認又は差し戻しを行う
(差し戻しの場合は、差し戻し理由を確認・再入力し、承認依頼をかける)



⑤ 承認の場合≪障害福祉サービス等情報検索 (WAMNET)≫に**公表開始**

4 障害福祉サービス等情報の更新までの手順

① ≪障害福祉サービス等情報公表システム≫にログインし、
2019年4月1日時点の事業所の詳細な運営情報を入力し、横浜市に**承認依頼**をする

※ログインID・パスワードは自治体及び法人ごとに1つです。
市内で複数事業所を運営している法人の事業所はID・パスワードを共有してください。



② 横浜市が内容を確認し、承認又は差し戻しを行う
(差し戻しの場合は、差し戻し理由を確認・再入力し、承認依頼をかける)



③ ≪障害福祉サービス等情報検索 (WAMNET)≫に**公表開始**

※年度途中による変更時も更新の手順と同様とする

【参考①-1】障害福祉サービス等情報公表システムID等の発行手順 (まだID等を発行していない事業者のみ)

法人基礎情報の回答方法について

ウェブサイト≪横浜市電子申請・届出サービス≫の申請フォームから、御回答ください。

■申請フォーム名：

「障害福祉サービス事業者等情報公表制度の運用開始に向けたメールアドレス等申請フォーム」

■検索URL：

[<https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/dfom.do?id=1527234294494>]

■検索方法：

横浜市トップページ ➡ (「◎暮らしの情報」内の) 電子申請

➡キーワード検索「情報公表システム」と検索

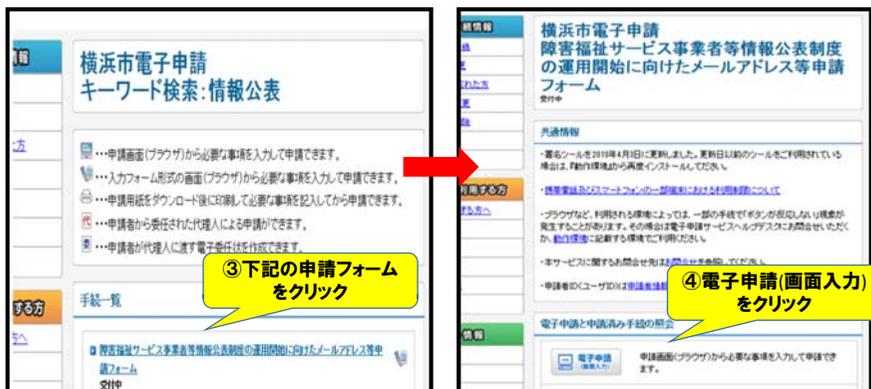
【参考①-2】障害福祉サービス等情報公表システムID等の発行手順

≪横浜市電子申請・届出サービス≫操作画面イメージ①



【参考① - 3】障害福祉サービス等情報公表システムID等の発行手順

◀横浜市電子申請・届出サービス▶操作画面イメージ②



【参考① - 4】障害福祉サービス等情報公表システムID等の発行手順

◀横浜市電子申請・届出サービス▶操作画面イメージ③



⑤ 申請フォームの内容を埋めて申し込んだら完了

※法人基礎情報を回答後、ID・パスワードが届くまで数日～1週間程度お時間がかかります。

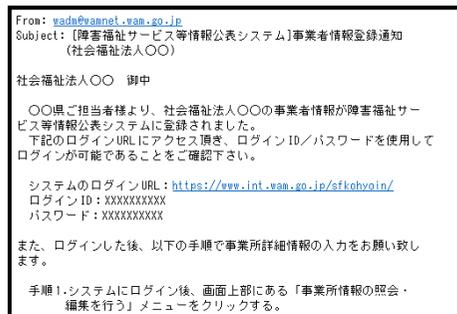
※ログインID・パスワードの書かれたメールは【 wadm@wamnet.wam.go.jp 】から配信されます。

※横浜市電子申請・届出サービスによる回答が難しい場合はFAXで受け付けます。所定の申請用紙がございますので障害企画課までご連絡ください。

【参考① - 5】障害福祉サービス等情報公表システムID等の発行手順

事業所詳細情報の入力方法について

ウェブサイト◀障害福祉サービス等情報公表システム▶にログインし、入力を進めてください。



ログインID・パスワードの書かれたメールのイメージ

メールに貼られている「システムのログインURL」からウェブサイト◀障害福祉サービス等情報公表システム▶を開き、ログインする。

メールに書かれている手順に従って事業所の詳細情報を入力する。(事業所を検索後、事業所名称をクリックすると事業所詳細情報の入力画面に切り替わります)

事業所詳細情報を入力後一時保存をしてから、承認依頼をする。

横浜市が確認後、承認すると公表される。

【参考②】パスワードの変更について

① ◀障害福祉サービス等情報公表システム▶のログイン ページを開く



【参考③】事業所情報が公表されているかの確認方法について



61

お問い合わせ先

情報公表制度に関する情報の掲載場所

- ☆ 横浜市からの障害福祉サービス等情報公表制度に関するお知らせをご確認ください。
『障害福祉情報サービスかながわ』で検索
書式ライブラリ→「2. 横浜市からのお知らせ」→「②横浜市からのお知らせ」
- ☆ WAM NETにおいて、本システムに関するお知らせや操作説明書（マニュアル）等の資料を掲載していますので、是非ご活用ください。
<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyoo/>



【障害者総合支援法に基づくサービスに関すること】
横浜市健康福祉局障害福祉部
障害企画課企画調整係
電話：045-671-3601 F A X：045-671-3566
メールアドレス：kf-syositei@city.yokohama.jp

【児童福祉法に基づくサービスに関すること】
横浜市子ども青少年局障害児福祉保健課
電話：045-671-4274
メール：kd-syogaijifukuho@city.yokohama.jp

今年度から障害のある方を地域全体で支えるサービス提供体制の構築が目的の地域生活支援拠点機能の整備がはじまりました！

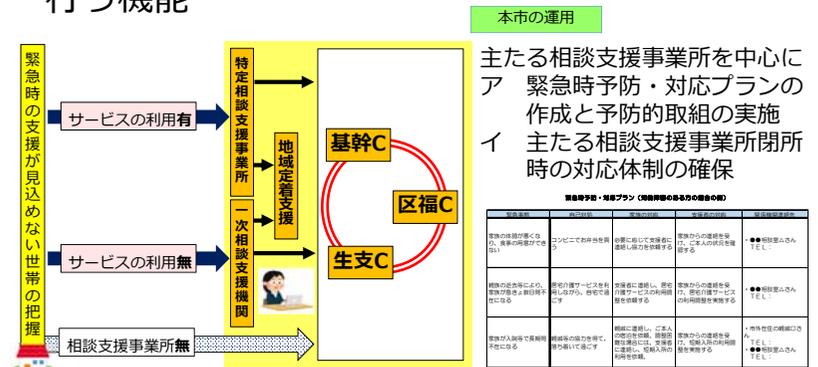


63

①相談

★ポイント★ 将来を見据えて予防的に取り組む、緊急時の支援体制を整える

- ・緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能



32年度本格稼働

地域生活支援拠点機能の推進のため、
令和元年度から新たな補助金を交付します！

緊急対応支援費(仮称)とは

緊急時の支援が見込めない世帯に対し、

①「緊急時予防・対応プラン」を事前に作成

②緊急時等に短期入所の利用調整

を行った計画相談支援事業所に対し補助金を交付

補助金の開始時期、詳細な条件、申請方法等は後日
障害福祉情報サービスかながわに掲載します。 65



相談支援体制が充実することで、障害者やその家族の安心した生活の実現につながります。相談支援事業者だけではなく、障害福祉に関わる全ての人が、この取り組みを理解し連携していく必要があります。

皆様の相談支援専門員としてのご活躍を期待しております。ご静聴ありがとうございました。

【問い合わせ先】 横浜市健康福祉局障害福祉課

電話 671-3602 FAX 671-3566

メール: kf-soudanshien@city.yokohama.jp

